

名古屋地方裁判所及び管内の支部

●申立書提出先一覧

住所等	申立先	所在地	備考
名古屋市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、西春日井郡豊山町、愛知郡東郷町、春日井市、小牧市、瀬戸市、尾張旭市、長久手市、津島市、愛西市、弥富市、あま市、海部郡大治町、海部郡蟹江町、海部郡飛島村	名古屋地方裁判所（本庁）	〒460-8504 名古屋市中区三の丸1-4-1	
	【執行・倒産・保全・非訟事件】 名古屋地方裁判所 執行部	〒460-8509 名古屋市中区三の丸1-7-4	
半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、知多郡阿久比町、知多郡東浦町、知多郡南知多町、知多郡美浜町、知多郡武豊町	名古屋地方裁判所半田支部	〒475-0902 半田市宮路町200-2	執行事件は次のとおり 不動産競売、債権：名古屋地裁本庁 その他：半田支部 倒産事件は次のとおり 名古屋地裁本庁
一宮市、稲沢市、犬山市、江南市、岩倉市、丹羽郡大口町、丹羽郡扶桑町	名古屋地方裁判所一宮支部	〒491-0842 一宮市公園通4-17	
岡崎市、額田郡幸田町、安城市、碧南市、刈谷市、西尾市、知立市、高浜市、豊田市、みよし市	名古屋地方裁判所岡崎支部	〒444-8554 岡崎市明大寺町奈良井3	
豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市、新城市、北設楽郡設楽町、北設楽郡東栄町、北設楽郡豊根村	名古屋地方裁判所豊橋支部	〒440-0884 豊橋市大国町110	

※行政事件は、本庁のみで取り扱っており、支部では取り扱っていません。

※労働審判については、本庁に申立書を提出する必要があります。

※執行事件及び倒産事件の申立書提出先は備考欄も確認ください。